

ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）

ごあんない

中央区では、令和3年4月より、日常生活上の突発的な事情等により一時的にベビーシッターによる保育を必要とする保護者や、ベビーシッターを活用した共同保育を必要とする保護者に対し、利用料の一部を助成する制度を実施しております。

＜対象者＞ 中央区内に住所を有する、以下のいずれかの保護者

○日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に保育を必要とする方

保護者の仕事や通院、学校行事などの理由で利用でき、保育認定の有無を問いません。

○ベビーシッターを活用した共同保育を必要とする方

ベビーシッターと家庭内で一緒に保育することで、子育ての不安の解消を図ります。

＜対象児童＞

満3歳に達する年度の末日までの児童

＜利用時間帯＞

月曜日から土曜日までの午前7時～午後10時（祝日・休日を除く）

＜利用上限＞

児童一人当たり月8時間まで（多胎児の場合は児童一人当たり月16時間まで）

※クーポンや福利厚生等の割引券等の併用は出来ませんが、割り引かれた料金及び時間等については補助の対象外です。

＜助成内容＞

1時間当たり2,500円（税込）を上限に助成を行います。

ベビーシッター事業者から請求される料金のうち、純然たる保育サービス提供対価のみが補助対象です。

（入会金、会費、交通費、キャンセル料、保険料、おむつ代の実費等は対象外です。）

また、家事援助、兄弟姉妹の送迎、その他の付随サービスは本事業に含まれません。

＜助成期間＞

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの利用が対象です。

＜対象事業者＞

東京都福祉保健局のホームページに記載されている認定事業者（随時更新されます。）

「東京都福祉保健局」⇒「ベビーシッター利用支援事業」

⇒「ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）認定事業者一覧」



（該当ページが確認できます。）

＜保育基準＞

原則、児童1人に対しベビーシッター1人の配置での保育（共同保育の場合を除く）

＜ベビーシッター利用の流れ＞

1. 東京都の認定事業者一覧の中から事業者を選び、事業者と直接利用契約を行います。その際に「東京都のベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）を活用したい」旨を必ずお伝えください。
2. ベビーシッター利用後、料金を直接事業者へ支払います。その際に事業者から『ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）補助事業ベビーシッター要件証明書』の交付を受けてください。
3. 下記【提出書類】を揃え、区に補助金を申請します。

＜申請方法＞

次の書類を、子ども家庭支援センターへ来館または郵送でご提出ください。提出された書類を返却することは出来ませんので、予めご了承ください。

下線が引かれた書類は区のホームページからダウンロードすることが出来ます。①から③までの書類はお子さまごとに作成をお願いいたします。

【提出書類】

- ①中央区ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）補助金交付申請書
- ②中央区ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）補助金請求書
- ③ベビーシッター利用内容内訳書
- ④口座振替依頼書 ※初回請求時のみ
- ⑤ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）補助事業ベビーシッター要件証明書
- ⑥領収書（原本）
- ⑦利用日、利用料の明細が分かる事業者発行の書類 ※領収書に明細の記載があれば不要

【交付スケジュール】

申請受付日	区からの支払時期
令和3年4月1日（木）から7月12日（月）受付分	令和3年7月から8月
令和3年7月13日（火）から10月11日（月）受付分	令和3年10月から11月
令和3年10月12日（火）から令和4年1月14日（金）受付分	令和4年1月から2月
令和4年1月15日（土）から4月15日（金）受付分	令和4年5月

申請は、随時受付いたします。年度中は利用月に関わらず申請を受け付けますが、令和3年度利用分は令和4年4月15日の提出期限に間に合うようにご提出ください。締切後、年度を遡っての申請は受け付けることが出来ません。

＜その他＞

- ・申請内容について、ご利用のベビーシッター事業者に問い合わせる場合がございます。
- ・ベビーシッターを利用する際は、厚生労働省が定める『ベビーシッターなどを利用するときの留意点』をご確認ください。

＜お問合せ先・提出先＞

〒104-0054

中央区勝どき1-4-1 3階

中央区立子ども家庭支援センター

（電話：03-3534-2103）